（労働安全衛生法に基づく製造時等検査及び型式検定の手数料の加算額の計算に関する省令の一部改正）

第三条　労働安全衛生法に基づく製造時等検査及び型式検定の手数料の加算額の計算に関する省令（昭和五十八年労働省令第二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（在勤官署の所在地） **第一条**　労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号。次項において「令」という。）第三条の二第一項第一号の検査旅費相当額（以下「検査旅費相当額」という。）を計算する場合において、同項の検査（以下「検査」という。）のため出張をする者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地は、当該検査の申請を受けた都道府県労働局の所在地とする。 ２　令第五条の二第一項の審査旅費相当額（以下「審査旅費相当額」という。）を計算する場合において、同項の審査（以下「審査」という。）のため出張をする者の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞ケ関一丁目二番二号とする。 （削る） （旅行日数） **第二条**　検査を実施する日数は次の表の上欄に掲げる特定機械等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十七条第一項の特定機械等をいう。）の種類ごとに同表の下欄に掲げる日数として検査旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数に相当する数を計算する。 （表略） ２　（略） （渡航雑費） **第三条**　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は、一万円として検査旅費相当額及び審査旅費相当額を計算する。 （調整） **第四条**　厚生労働大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しない場合は、当該部分に相当する金額は、検査旅費相当額及び審査旅費相当額に算入しない。 （出張する職員数） **第五条**　（略）	（在勤官署の所在地） **第一条**　労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号。以下「令」という。）第三条の二第一項第一号の検査旅費相当額（以下「検査旅費相当額」という。）を計算する場合において、同項の検査（以下「検査」という。）のため出張をする者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、当該検査の申請を受けた都道府県労働局の所在地とする。 ２　令第五条の二第一項の審査旅費相当額（以下「審査旅費相当額」という。）を計算する場合において、同項の審査（以下「審査」という。）のため出張をする者の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞ケ関一丁目二番二号とする。 （支度料の不算入） **第二条**　旅費法第六条第一項の支度料の額に相当する金額は、検査旅費相当額及び審査旅費相当額に算入しない。 （旅行日数） **第三条**　検査を実施する日数は次の表の上欄に掲げる特定機械等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十七条第一項の特定機械等をいう。以下同じ。）の種類ごとに同表の下欄に掲げる日数として検査旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数に相当する数を計算する。 （表略） ２　（略） （旅行雑費） **第四条**　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として検査旅費相当額及び審査旅費相当額を計算する。 （調整） **第五条**　厚生労働大臣が旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しない場合は、当該部分に相当する金額は、検査旅費相当額及び審査旅費相当額に算入しない。 （出張する職員数） **第六条**　（略）

附　則

この省令は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第三十四号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項、第二条第五項並びに第五条第四項第二号及び第八項並びに同令第二条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号イの規定に基づき、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿